

序章 千曲市緑の基本計画の趣旨

趣旨

「緑」は、自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市の安全性の確保、良好な景観の形成など、人々の生活にとって必要不可欠で多様な役割を有しています。近年の地球規模での環境問題の深刻化をはじめ、少子高齢化の進展、環境や景観を重視する価値観の復活などともなっており、都市における「緑」の役割はますます重要となっています。千曲市の特徴を活かし、緑の魅力をさらに高め、心潤うまちづくりを進めることは、未来の子どもたちにつながる大切な財産となります。

平成16年に景観緑三法[※]が制定され、景観法が制定されました。これを受け、平成21年に景観計画[※]の策定を行いました。

これに引き続き、「千曲市の魅力ある緑の将来像」を実現するための施策を示し、多くの市民が知恵と力を合わせる協働によって、緑地の適切な保全と緑化の推進を行うことを目的とした、「千曲市緑の基本計画」を策定します。

緑の基本計画とは

緑の基本計画は、「都市緑地法[※]第4条第1項」によって定められている計画です。この基本計画は、緑の持つ多様な役割や機能に配慮して、市町村の創意工夫によって創る緑の総合的な計画です。この計画によって、緑地の保全や緑化の推進等、千曲市内で行われる施策や事業を行う際の指針となります。

- ① 都市緑地法第4条に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的な基本計画です。
- ② 緑地の保全及び緑化の目標を定める計画です。
- ③ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項を定める計画です。
- ④ 市民に公表することが義務付けられた計画です。

※都市緑地法第4条第1項

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域[※]内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

◆市民への公表が義務付けられています

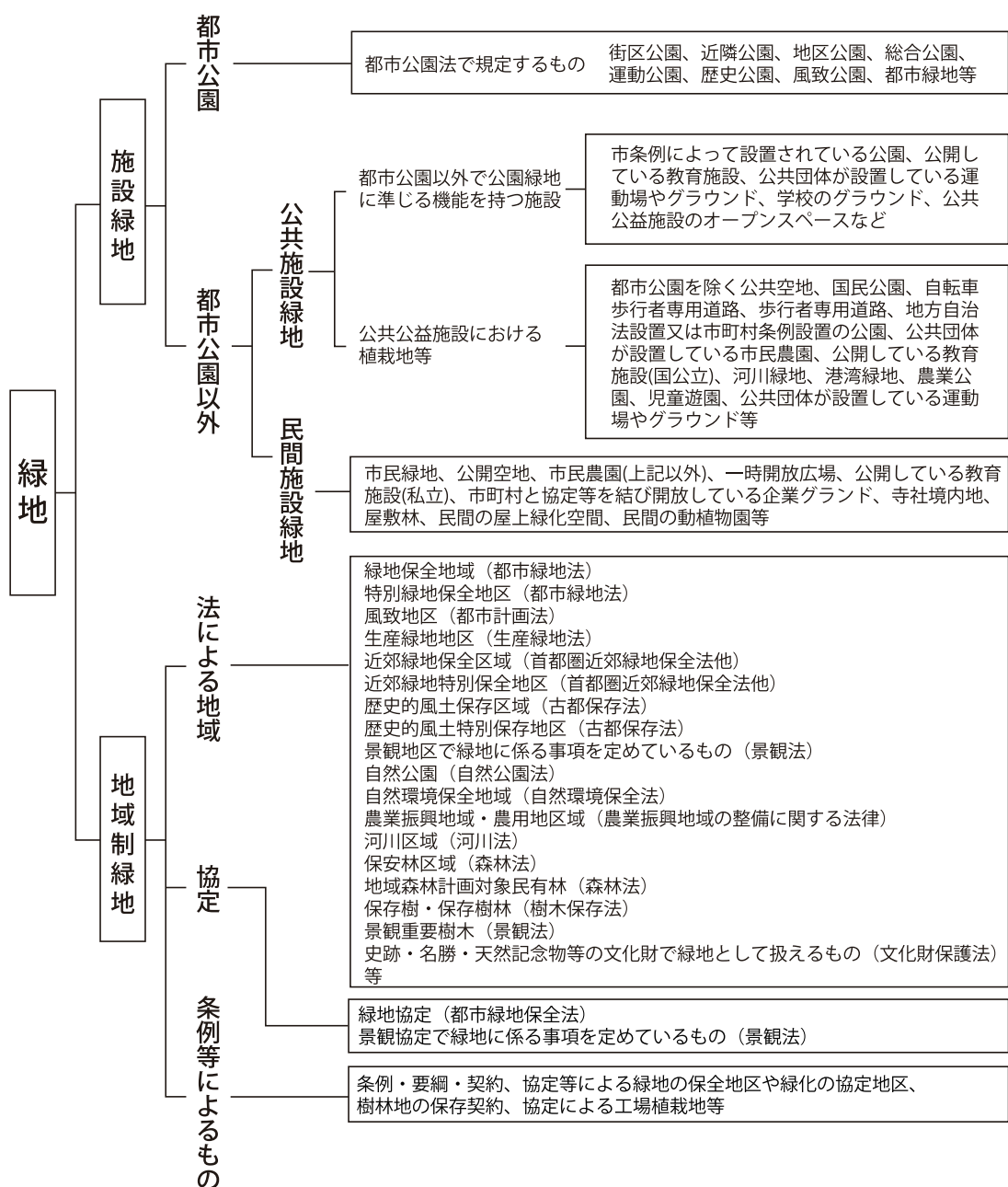
緑の基本計画は、策定後に市民への公表が義務付けられています。これは、本計画を実行的なものとするため各公共施設等の管理者にとどまらず、市民、NPO[※]、事業者、行政といったそれぞれが主体となり、積極的に連携し協力することで、まち全体の緑の保全や緑化の推進を進めていくことが不可欠であるという理由によるものです。



計画における緑の定義

本計画で取り扱う緑は、植物そのものだけではなく、水面・水辺、農地(田・畑・樹園地)、樹林地[※])、草地、公園・緑地、街路樹、屋敷林、施設の緑(生垣、庭、壁面緑化、屋上緑化)などの広い意味合いをもつ「緑」を対象としています。

なお、本計画における公園・緑地は一般的に、制度や法によって下のように分類されています。



参考：新編緑の基本計画ハンドブックp54. 平成19年4月 社団法人日本公園緑地協会



まちにおける緑の機能

1. 環境保全・改善機能

緑は、排気ガスなどによって汚された大気の浄化、蒸散作用によって気温の上昇を抑えることによるヒートアイランド現象[※]の防止、騒音や振動の緩和などの機能を有しています。

緑がつくるまちなかの緑陰[※]は、強い日差しを遮ることで、人が快適に過ごすことができる環境を整えます。

また、市街地へ清涼な風を通す道の形成など、環境保全機能を有しています。



ヒートアイランド現象の防止イメージ

2. 防災

まちなかの緑地やオープンスペース[※]は、適正に配置・保全することにより、地震や火災の発生時におけるまちの安全性・防災性を高めることができます。

街路樹、緑地やオープンスペースは、火災の延焼防止に寄与します。また、市民の避難場所や避難路、消防活動やボランティア活動などの救急活動の拠点、復旧活動拠点、広域防災拠点などの様々な防災機能を有しており、市街地の防災において、非常に重要な役割を担っています。

また樹林地[※]や農地などは大雨時に水を一時的に蓄えることができるため、河川や下水道の急激な増水を防ぐことができます。

さらに斜面の樹林地は、土砂流出を抑制する働きによって侵食や土砂崩れを起きにくくしており、土砂災害の防止に役立っています。

3. レクリエーション

まちなかの公園や緑地などのオープンスペースは、地域コミュニティを支える、市民の健康づくり、四季の移ろいを感じ自然と触れ合えるなどの様々なレクリエーション活動の場として、重要な役割を果たしています。



4. 景観形成

緑は、地域固有の気候、歴史、文化などと密接に関わっており、まちの美しさや品格を表す重要な要素となっています。

緑を適切に維持管理し、まちの景観資源[※])として活かすことは、個性と魅力あるまちづくりを進めることにつながります。

特に、建物や道路をはじめとする人工的構造物が大半を占める市街地においては、公園や街路樹、生垣や庭先の緑が、景観を和らげ、日常生活に豊かさを与えるという重要な機能を有しています。

樹木には数百年以上の時を生き抜くものも多く、地域の人々の世代を超えた生活の歴史をつなげる役割も担っており、豊かな緑のある景観は、まちの持続性を示すバロメーターとなっています。

5. 生活における心への作用

緑は生活に欠かせない、心の形成にも重要な役割を果たしています。日々の生活において安らぎや潤いを与える効果、感性を育む効果、田園や社寺林のふるさとの原風景として心の支えとなる効果、緑や水辺が見せる四季折々の豊かな表情などは、人々の心にとって不可欠なものです。

6. 生き物の生息環境

森林、河川や農地は生態系の多様なつながりを保っており、生き物にとって欠かせない存在です。まちなかにおける街路樹や庭木などの緑の空間は、動物や昆虫の貴重な生息環境となります。

また、市街地内の樹林地[※])、河川等の水辺地、農地や山林を、街路樹、生垣や庭等でつなげて緑のネットワークを形成することにより、生物の移動が担保され、野生生物の生態系や生息環境の保全、生物多様性[※])に大切な役割を果たします。

緑は、人間を含めた多様な生き物が生き続けていくための大切な基盤となっています。



千曲川に生息する「サギ」の群れ



緑の基本計画の位置付け

本計画は、まちづくりの基本指針となる「千曲市総合計画」と「千曲市都市計画マスタープラン[※]」に整合するものです。

「千曲市環境基本計画[※]」や「千曲市景観計画」等の各計画との連携を図りながら、緑地の保全・整備、緑化の推進などについて、緑に関する基本計画として位置付けます。

『千曲市総合計画(基本構想 平成19年度～平成28年度)』

千曲市の将来像 千曲の魅力と多彩な力が未来を拓く躍動の都市
まちづくりの基本理念 共生のまちづくり・交流のまちづくり・協働のまちづくり

緑に関する総合計画の基本目標

基本目標2：ふるさとの自慢を未来に継ぐまち

達成方針2-1：豊かな歴史・文化的遺産を守り、未来に継ぐ

達成方針2-2：ふるさとの自然の中に溶け込み、親しみ守る

達成方針2-3：景観の美しいまちをつくる

基本目標3：市民が憩い、心穏やかに暮らせるまち

達成方針3-1：花や緑があふれるうるおいのあるまちをつくる

達成方針3-4：地球環境の保全を意識した社会をつくる

達成方針3-5：安全で安心な暮らしを確保する

基本目標5：千曲の魅力が交流と活力をはぐくむまち

達成方針5-1：交流を活発にする都市空間を整備する

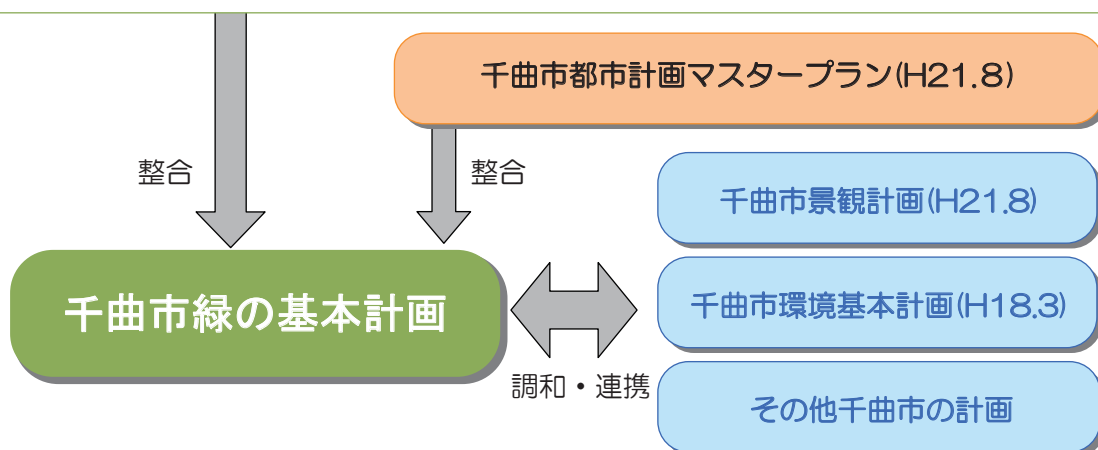
達成方針5-4：訪れたいまちを育てる

達成方針5-5：住んでみたい、住み続けたいまちをつくる

基本目標6：信頼と連携で力を合わせる市民主体のまち

達成方針6-1：市民と行政が協働する地域社会をつくる

達成方針6-2：心のきずなが太く結ばれたまちをつくる



1. 既存計画

千曲市都市計画マスタープラン（平成21年8月策定）

<都市づくりの目標と基本方針>

- (1) 人・まち・自然環境が共生する都市づくり
- (2) 支えあい安心して生き生きと暮らせる都市づくり
- (3) 活力に満ち交流の盛んなにぎわいのある都市づくり
- (4) 地域資源を活かし愛着と誇りが持てる都市づくり
- (5) 多様な主体の協働による市民が輝く都市づくり

千曲市都市計画マスタープランは上記方針の下、緑の基本計画に関わる内容として「自然環境の保全と都市環境形成の方針」が以下の項目において示されています。

- (1) 公園・緑地等の配置方針
 - ①公園・緑地等の整備
 - ②千曲川など市街地周辺の水辺の環境整備
 - ③緑のネットワークの形成
- (2) 豊かな自然の環境保全
 - ①自然環境の保全と活用
 - ②多様な生物環境の保全・保護
- (3) 多様な主体による環境形成への取り組み
 - ①関係者の役割分担
 - ②緑環境の維持管理

千曲市環境基本計画（平成18年3月策定）

緑に関わる基本方針と目標

<将来像>

清らかな千曲川のほとり、豊かな緑があふれ、
だれもが心の豊かさを感じられる、ふるさと千曲市

基本方針2：自然豊かなふるさと

- 長期目標2-1：泳ぎたい千曲川を復活します
- 長期目標2-2：生き物が豊かな小川や水辺を復活します
- 長期目標2-3：里山を守り、活かしていきます
- 長期目標2-4：多様な生物を守ります
- 長期目標2-5：環境に配慮した、やる気もてる農林業を推進します
- 長期目標2-6：市街地の緑を育てます

基本方針4：地球を大切にす、安全で安心なまち

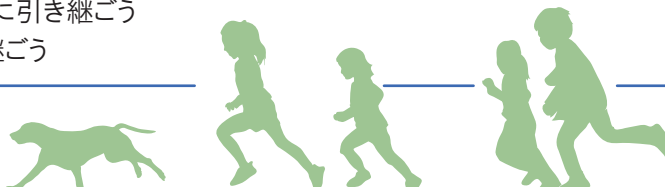
- 長期目標4-4：緑地や水路によって、災害に強いまちをつくります

千曲市景観計画（平成21年8月策定）

緑に関わる理念と目標

- 基本理念1：良好な景観は未来の千曲市をつくる社会資本
 基本理念2：千曲市の風景は、市民・来訪者にとってふるさと
 基本理念3：ふるさとの景観を多様な参画で、長期的につくりあげる

- 目標1：雄大な自然景観を守り、未来に引き継ごう
- 目標2：日本の原風景やまちの発展を伝える歴史的・文化的景観を育て、未来に引き継ごう
- 目標3：新しい都市景観を創り、未来に引き継ごう
- 目標4：景観まちづくりを未来に引き継ごう



計画の対象区域

本計画の対象区域は、市内全域としますが、主に都市計画区域[※]を対象とします。
それ以外の区域に対しては「緑」の方向性を示すものとします。

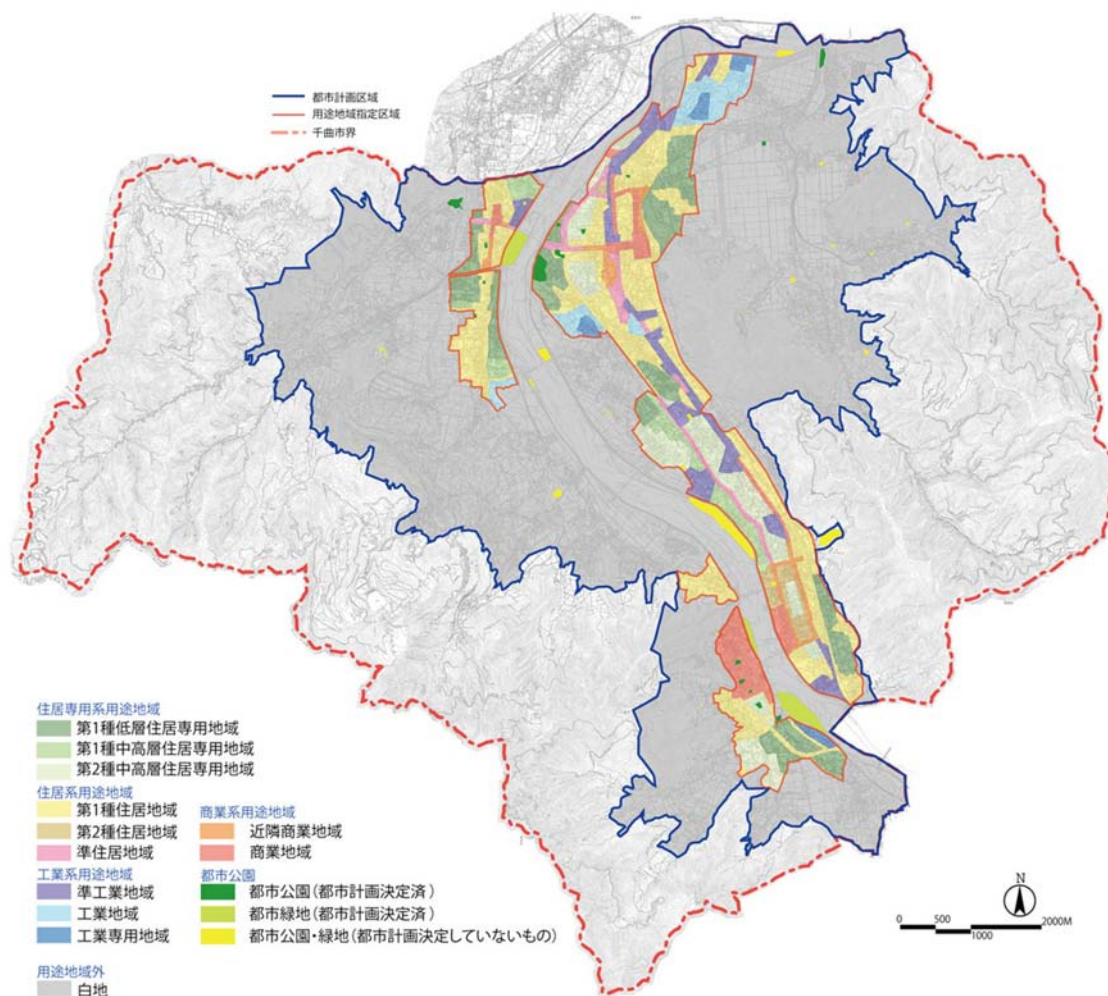


図-1 都市計画区域

資料：千曲都市計画図

計画の目標年次

本計画の目標年次は、20年後の平成44年（2032年）を目標とします。

なお、環境の変化や、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、着実な緑の保全や緑化の推進を図るため、概ね10年で、達成状況について評価・検討を行うとともに、上位関連計画等の変更に合わせてながら、市民参加による見直しを行っていきます。

※ 本計画に記載してある内容には、長い時間をかけて実現していく事柄も多いため、さらに長期の緑の姿も見据えていきます。



計画の構成

本計画は以下の構成となっています。

